

【資料①】



国際労働機関 (ILO)

ILO 駐日事務所

1970年の有給休暇条約(改正)(第132号)

正式名：年次有給休暇に関する条約(1970年の改正条約)

(第54回総会で1970年6月24日採択。条約発効日：1973年6月30日。見直しの必要性の有無等が決定されていない、その他の条約)

日本の批准状況：未批准 ◆批准国一覧(英語)

条約の主題別分類：有給休暇 条約のテーマ：労働時間

[概要]

1936年に採択された有給休暇条約(第52号)及び1952年に採択された有給休暇(農業)条約(第101号)を改正する。

海員を除くすべての被用者に適用されるが、農業労働者については選択批准ができる。労働者は1年勤務につき3労働週(5日制なら15日、6日制なら18日)の年次有給休暇の権利をもつ。休暇は原則として継続したものでなければならないが、事情により分割を認めることもできる。ただし、その場合でも分割された一部は連続2労働週を下らないものとされる。

休暇給与は先払いとし、祝日や慣習上の休日は年次有給休暇の一部として数えてはならない。また、病気やけがによる欠勤日は、一定の条件下で年休の一部として数えないことができる。有給休暇を受ける資格取得のための最低勤務期間は6ヶ月を超えてはならない。休暇を取る時期は、原則として使用者が当該被用者またはその代表者と協議してきめることとする。条約はこの他に、雇用終了時に、有給休暇を受けていない勤務期間に比例する有給休暇、それに代わる補償またはそれに相当する休暇権を受けること、休暇権の放棄等は国内事情において適当である場合は禁止または無効とすること、休暇中の有償活動について特別の規則を定めることができることなどを規定する。

■ 英語原文

■ 日本語訳文

■ 条約・勧告一覧に戻る

最終更新日：2005年6月20日 作成者：EU/NT 責任者：MH

ILO 駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学本部ビル8階
Tel: +81.3.5467.2701 Fax: +81.3.5467.2700 E-mail: ilo-tokyo@ilotokyo.jp

[ILO 駐日事務所](#) | [トップ](#) | [ホーム](#) | [国際労働機関\(ILO\)とは](#) | [最新情報](#) | [ILOと日本](#) |
| [出版物・資料室](#) | [メールマガジン](#) | [会議・行事予定](#) | [求人情報](#) | [サイトマップ](#)

ILO本部
(英語)

[[ILO Home](#) | [ILO Sitemap](#) | [ILO Search](#) | [About the ILO](#) | [Contact](#)]

- 13 -

【資料②】

ILO132 号条約の批准、もしくはバカンス法の制定を国に求める
意見書の提出に関する請願

平成 17 年 8 月 31 日をもって海と山が一体となった新宇佐市が誕生しました。

それを待つかのごとく、6 月 1 日には長洲漁協が主体となった【豊の海観光協議会】いわゆる長洲ブルーツーリズムの立ち上げの運びとなりました。ひとつの大きな流れになるよう連携を深めていきたいと願っています。なお、宇佐市には世界遺産を目指している宇佐神宮をはじめ、四日市の門前町、駅川の焼酎、院内の石橋など豊富なツーリズムの資源があります。これらのツーリズムをひとつに束ねる行政側の窓口の一本化、年間を通じての情報発信が望まれるところです。

さて、県下には旧 17 市町村 19 団体が集まった大分県グリーンツーリズム研究会が平成 14 年に設立され、活発な活動を続けていますが、ひとつの町を除いて来訪者が少ないのが現状です。従来の観光地の斜陽化傾向の中、政府も観光立国を宣言し、全国的にツーリズムの動きが興りつつありますが、肝心の私たち日本人の観念の中に、休むことに対する根強い抵抗感があることも事実です。この考えを打破せずにツーリズムによる農漁村の再生はありえません。このことは私たち、現場に居る者や大学の専門家の先生も強く指摘するところです。

フランス、オーストリアではグリーンツーリズムによる雇用が 1 割あり、ドイツにおいては過去 30 年間でグリーンツーリズムの経済成長は 5%を下っていません。この根底には、1970 年の ILO132 号条約があり、国民が長期休暇を取ることが出来るからです。

県下においては平成 15 年 8 月 1 日に大分県議会でバカンス法制定の意見書が議決され、来る 10 月 24 日～25 日に開催される九州知事会において、ILO132 号条約の批准を求める請願書を廣瀬勝貞知事に提出をしているところです。バカンス法の制定を求める請願は、旧安心院町でも議決されましたが、日本型グリーンツーリズムの発祥の地である宇佐市議会におかれましても、ILO132 号条約の批准、もしくは、フランス並みの独自のバカンス法の制定を国に求めるべく議決、および意見書の提出をお願い致します。

平成 17 年 9 月 8 日

宇佐市議会議長 久保 繁樹 殿

請願者住所

請願者氏名

宇佐市安心院町下毛 802

安心院町グリーンツーリズム研究会

会長 宮田 静一

【資料③】

請 願 書

国際労働基準ILO第132号条約批准、
バカンス法（長期休暇制度）の制定を望むため

昨年、平成14年4月27日「大分県グリーンツーリズム研究会」設立と同時に、大分県生活環境部長通知で、後10年はかかると思われていた安心院方式の農泊（会員制農村民泊）における規制緩和が14年3月28日に「3・28グリーンツーリズム通知」として出されました。大分県のこの通知は、グリーンツーリズムに於いて、画期的な展開の様相となり、日本中のグリーンツーリズム関係者に多大なる勇気と希望を与えてくれました。

そして、その1年後、平成15年3月には厚生労働省より大分方式追認（難しかった旅館業法のみが緩和されたが、もう一方の食品衛生法は各県知事の裁断による）となりました。大分県の民の為の心ある英断が「大分県は日本式グリーンツーリズムの発祥の地」と認められる迄になりました。

しかし、従来の観光地やシーガイア・ハウステンボスがジリ貧や倒産の現実を見る時、日本には観光地として良い場所はたくさんあるけど、長期的な休みを取れない実情が根本にあることを知らされました。

グリーンツーリズムは、従来の観光とは違いますが、同じ流れによる事も間違いのない事実でしょう。

全ヨーロッパでは、農家の1割が農泊を副業としており、フランス、オーストリアでは、雇用が1割あると言われてます。

尚ドイツなどでは、グリーンツーリズムを行っている地帯では、過去30年5%の経済成長を継続しているそうです。その前提には、1970年に国連内の国際労働基準ILO第132号条約（有給休暇は最低2週間連続で取らなくてはならない等）を批准していることが基本にあります。

第2の戦後と言われている昨今、構造的不況を打破する為にも、国が主導のバカンス法の基に全国的ワークシェアリングを決行し、新しい雇用148万人、経済波及効果1兆8千億円、創出されると経済産業省と国土交通省（平成14年6月7日）によって試算されているがこの数値を目指して断行してもらいたい。しかし日本には、従来の古い労働基準法という国内法がある為、国が動かないのが現実みたいです。

しかし、もうこれ以上、日本の農業農村をひへいさせる訳にはゆかない。

大分県は日本型グリーンツーリズム発祥の地として、県議会と県行政が一体となって、国際労働基準ILO第132号の批准を国に働きかけ、批准後バカンス法（長期休暇制度）の取得を目指してゆくことを県議会で議決し、国に強く働きかけることを望みます。

平成15年6月1日

大分県グリーンツーリズム研究会 会長 宮田 静一

事務局長 望月 陽子

広瀬勝貞大分県知事 殿

請 願 書

九州知事会においてILO132号（バカンス法）を国が批准することを望む

平成14年、大分県下17市町村のグリーンツーリズムを志す者達より、大分県グリーンツーリズム研究会を設立、同年3月28日に大分県生活環境部より出された画期的なグリーンツーリズム通知は現在、九州はほぼ全県、そして全国的な規制緩和となろうとしている。

そんな中、7月に行われた参議院選挙の結果は農業農村の悲鳴に聞こえる。65歳以上が半分を占める限界集落は、県内は言うに及ばず、全国的に見ても半分の市町村が該当集落になろうとしている。

私達が目標にしているヨーロッパ・ドイツにおいては「過疎」という言葉がなく、フランス、オーストリアにおいてはグリーンツーリズムの雇用が1割を占めていると言われている。産業革命の興ったヨーロッパにおいて、日本以上に過疎化が激しく、集落を捨てて出て行くか、それとも人を迎えるかの選択の中、人を迎えるになったという。

そしてヨーロッパにおいて、グリーンツーリズムが産業となった礎には国民が長期休暇を胸を張って休めるILO132号を1970年度ヨーロッパ30カ国によって批准され、通称このバカンス法によってグリーンツーリズムは産業として確立され、ヨーロッパの農村は蘇ったと言われている。現在、大分県グリーンツーリズム研究会は、平成20年度より県下一円で教育旅行の受け入れを行うが、期間は5、6、9、10月と、年の内、4ヶ月が主であり、後の8ヶ月は人の動きが鈍いのが現状である。

もし国によってILO132号が批准された場合、経済効果が新しく11兆円130万人の新しい雇用が生まれると国土交通省、経済産業省によって試算されている。尚、現有観光地の復活、正規雇用の増大、少子化の対策など計り知れない経済的、情動的な向上が望まれる。

既に大分県議会においては、平成15年度にバカンス法を議決し、国に意見書を提出していただいている。ぜひとも九州知事会において議決し、国にILO132号の批准を求めることの見解書の提出をお願い致します。

平成20年1月8日

NPO法人 大分県グリーンツーリズム研究会

会 長 宮田 静一

副 会 長 田中 友昭

事務局長 望月 陽子

それにともない以下の3点も農業農村政策として考慮実行を同時に提言することをお願いします。

- ① 国内の交通機関、特に高速道路を安くして戴きたい。
- ② 農業普及員の中から、グリーンツーリズムの専門家を養成してほしい。
- ③ 農舎や納屋など長期滞在して自炊の出来る設備をする為の助成を望む。

NPO法人大分県グリーンツーリズム研究会構成地域（五十音順）

安心院町、天ヶ瀬町、犬飼町、院内町、臼杵市、大山町、国見町、玖珠町、九重町、佐伯市（木立・蒲江）、佐賀関、庄内町、直入町、野津町、豊後高田市、別府青山、本耶馬溪町、耶馬溪町、山香町

衆議院議員

自由民主党総務会長

二階 敏博 殿

請願書

ILO 国際労働基準及びバカンス法の超党派による議員研究会設立を望む
(限界集落打破のために)

平成 14 年大分県グリーンツーリズム研究会設立と同時に、県生活環境部より出されたグリーンツーリズム通知は、グリーンツーリズム関係者にとって画期的な規制緩和となりました。

この新しい法律は、ほぼ九州一円から全国的に広がりを見せ、修学旅行等、新しい動きが見え始めています。

しかし、私達が毎年研修を重ねているヨーロッパにおいては、グリーンツーリズムで働く雇用が 1 割近くあるのに比べ、日本においては、これには、はるかはるか、遠い道のりかと思えます。

断然なる違いは 1970 年度ヨーロッパ 30 カ国による ILO132 号条約批准が、本格的にグリーンツーリズムを 1 大産業に成したともされています。

国土交通省、経済産業省による試算によると、もし ILO132 号条約が批准されれば、新しい 11 兆円の産業、そして 130 万人の新しい雇用になるともされています。

なお、大分県議会は平成 17 年 8 月に ILO132 号批准もしくはバカンス法を議決し、国に意見書を提出しています。現在九州知事会においても提出準備をしています。

私達はまず国において超党派による国会議員による研究会を作っただけいたらと願っています。

限界集落の打破のためには、グリーンツーリズムを本格的にやるしかない私達はヨーロッパに学んでいます。

近いいつの日か、ILO132 号条約の批准、もしくは、バカンス法制定の日を心よりお待ちしております。

平成 19 年 11 月 9 日

NPO 法人 大分県グリーンツーリズム研究会

会 長 宮田 静一

副会長 田中 友昭

事務局長 望月

陽子